早く解決したい

バイト代や残業代

アパート退去時のトラブル

少額の金銭貸借

今のままでは納得できない、でも早く解決して次の一歩を踏み出したい。
そんな時、司法書士会調停センターを利用してみてはいかがでしょう。
利用者の皆様の都合を伺いながら、日時や場所を比較的柔軟に定めることもできます。
トレーニングを受けた司法書士が中立・公正な立場で話し合いをサポートし、双方の対話を促進しながらスムーズな解決に導きます。

ADRって何？

ADRとは、裁判によらずに紛争を解決する手続です。各地域の司法書士会で法務大臣の認証を受けた調停センターを運営しています。
トラブルをお互いの話し合いで解決したい場合に、トレーニングを受けた司法書士が中立・公正な立場で話し合いをサポートします。

司法書士会調停センターにはどんな特色があるの？

トレーニングを受けた司法書士が中立・公正な調停人として話し合いをサポートして、解決に向かうお手伝いをします。当事者の皆さんの話をよく聴き、納得のいく解決を目指します。
当事者双方が同じテーブルについて調停人と共に話し合います。（なお、別々に調停人がお話を伺うことも可能です。）
土日祝日も利用可能な調停センターがあります。

各調停センターにより取り扱える紛争の種類・範囲が異なります。
詳しくはお近くの司法書士会調停センターにお問い合わせ下さい。

日本司法書士会連合会
公式キャラクター「しほ～しし」®

〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町4番37号
日本司法書士会連合会

こんなお悩みADRで解決しませんか？

日本司法書士会連合会

相続登記ができない

遺産分割協議が
まとまらない

会ったことのない
相続人がいた

何から話していいか
わからない

相続登記の申請が義務化されました。
この義務は、令和6年4月1日以前に相続した不動産についても対象となりますので相続人の全員で早めに遺産分割協議を行うことが大切です。
でも、その協議がうまくいかない･･･。そんな時、司法書士会調停センターを利用してみてはいかがでしょう。
相続や登記に専門的な知識のある司法書士が中立・公正な立場で話し合いをサポートいたします。
相続人が遠方にいてもオンラインで参加が可能な調停センターや、遺産分割だけでなく、相続にまつわるさまざまなトラブルに対応可能な調停センターがあります。
各センターにより取り扱いが異なりますので、詳しくはお近くの司法書士会調停センターにお問い合わせ下さい。

執行力がほしい

司法書士会調停センターには、和解に基づいて民事執行ができる旨の合意をすることができる「特定和解」を取り扱うセンターがあります。
特定和解が成立した場合、別途裁判所に申し立てて「執行決定」を得ることで、強制執行が可能になります。（執行決定は、当事者の皆様が申し立てるものです。調停センターは申立てにかかわりません。）

事案の内容により、
特定和解が できる場合 と できない場合
があります。

特定和解ができない案件	特定和解ができる例
・消費者と事業者との間で締結される契約に関する紛争 ・個別労働関係紛争 ・家事事件（一部を除く） ・国際和解合意で条約実施法の適用を受けるもの	・個人どうしのお金の貸し借り ・会社どうしの契約トラブル ・ご近所トラブル ・養育費・婚姻費用

養育費はきちんと
払って

貸したお金は
必ず返してほしい

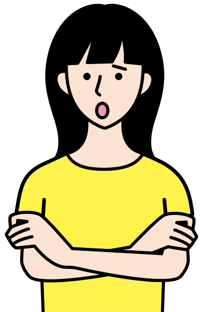

裁判にはしたくない

ご近所さんだから
大ごとにしたくない

親戚づきあいは
続けたい

取引先と
あまり
モメたくない

これまで築いてきた関係を壊したくない。
直接相手と本音で話すことができれば分かり合えそうなのに。
でも、どうやったら上手く話し合いをすることができるのか･･･。
そんな時、司法書士会調停センターを利用してみてはいかがでしょう。
トレーニングを受けた司法書士が中立・公正な立場で話し合いをサポートし、双方の対話を促進してよりよい解決に導きます。